

香川県留置施設視察委員会規則をここに公布する。

平成19年5月29日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

## 香川県公安委員会規則第11号

### 香川県留置施設視察委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項及び香川県留置施設視察委員会条例（平成19年香川県条例第7号）第5条の規定に基づき、香川県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第2条 留置業務管理者は、毎年、委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
  - (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
  - (3) 施設の管理の体制
  - (4) 参観の許否の状況
  - (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の許否の状況
  - (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
  - (7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の状況
  - (8) 捕縄、手錠、拘束衣、防声具及び留置施設の保護室の使用状況
  - (9) 規律及び秩序を維持するために執った措置の状況
  - (10) 被留置者による面会及び信書の発受の許否、禁止、差止め又は制限の状況
  - (11) 審査の申請、再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果
- 2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
  - (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
  - (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合
- (会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 香川県警察本部警務部人事課留置管理室長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議録)

第4条 会議の開催の日時、出席者の氏名及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

- 2 会議録は、香川県警察本部警務部人事課留置管理室において調製し、保管する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、香川県警察本部警務部人事課留置管理室において処理する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。